

第5章

子ども・子育て支援施策の 具体的な展開

- 1 子どもと子育て家庭の支援の充実
- 2 子どもの教育・保育の充実
- 3 子どもの居場所と成長環境の充実
- 4 支援が必要な子どもや家庭への
取組の充実

仕事も子育ても！ 必要な子育てサービスを選べる社会に



保育所 待機児童ゼロの継続

保育所待機児童ゼロを継続するため、特に利用ニーズの高い1・2歳児を中心に、地域事情等も踏まえながら、柔軟な定員確保を進めます。

こども誰でも通園事業

保護者の就労要件を問わず0歳6か月～2歳児の乳幼児を定期的に預かる事業です。より利用しやすい制度を検討し、令和7年度から試行実施します。

今後 **5** 年
リーディング

安心して出産し、 楽しく子育てできるまちに

ICTを活用した 相談環境の充実

仕事や子育て等で平日や日中に問合わせができない妊産婦や家族のために、区役所に足を運ぶことなく、いつでも気軽に相談できる環境を整備します。

産後ケア事業の充実

高まる利用者ニーズに応えるため、実施事業者数を拡充し、事業の充実を図ります。



子どもの 多様な体験機会の確保

区内事業者や行政機関との協働による体験型啓発イベントの開催や、ひとり親家庭を対象に子どもの体験格差解消プロジェクトを実施するなど、多様な体験機会を充実します。



子どもたちが
健やかに成長できるように

安全・安心な居場所を充実

児童館の日曜・祝日の開館や平日の開館時間の拡大、中高生向け事業の充実など、子どもの安全かつ安心な居場所を充実します。

間の

グプロジェクト

支援を必要とする 子どもたちのそばに



児童養護施設等の手を離れた 若者の自立を支援

東京都練馬児童相談所と連携し、児童養護施設や里親家庭等の手を離れた若者の支援に取り組めます。

ヤングケアラー支援の充実

18歳以上のヤングケアラーのサポートを行う「若者ケアラー・コーディネーター」を配置します。相談窓口を明確化するとともに、進学や就職など若者ケアラー特有の課題への対応を強化し、支援体制を充実します。

01 子どもと子育て家庭の支援の充実

核家族化の進展、共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境は多様化しています。心身の負担が特に大きい妊娠・出産・子育て期は、不安感や孤立感を抱えやすい傾向にあります。

妊娠期から子育て期まで切れ目なく身近な場所で相談ができ、安心して出産・子育てができる環境の更なる充実と、よりきめ細やかなサポートが求められています。

子育てに関する相談体制を強化し、子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートを充実していきます。

妊娠期や出産後の子育てを応援

(1) 妊婦健康診査費用助成 法定

妊娠届を提出した妊婦に対し、都内医療機関や里帰り等により都以外の医療機関で受診した妊婦健康診査や妊婦超音波検査、妊婦子宮頸がん検診の費用の一部を助成しています。令和5年度に妊婦超音波検査の助成回数を1回から4回へと拡充しました。

(2) 妊婦のための支援給付

妊娠期から切れ目のない支援を行うため、妊婦等包括相談支援事業（妊婦全員面談、妊娠8か月アンケート、乳児家庭全戸訪問事業）の実施に合わせて、必要な経済的支援を実施します。

(3) バースデーサポート事業

子育てに関する相談支援体制の強化を目的に、1歳の誕生日を迎える子どもを育てる家庭を対象に、子育てに関するアンケートや情報提供を行い、アンケート回答者にはギフトを贈呈します。アンケートの回答は関係各所と共有し、相談支援につなげます。

(4) 育児支援ヘルパー事業の充実

産前産後の体調不良等により、家事支援を必要とする家庭に、日常的な掃除・洗濯・食事の支度等を支援するヘルパーを派遣します。妊娠期から2歳になる月の末日まで利用できます。令和7年度から利用上限時間を拡大し、子育て家庭への支援を充実します。

リーディング = 今後5年間のリーディングプロジェクト

新規 = 新規に取り組む事業

法定 = 子ども・子育て支援法上の法定事業（教育・保育および地域子ども・子育て支援事業）

(5) 産後ケア事業の充実 リーディング 法定

助産師のいる施設で母子ショートステイ（宿泊）¹や母子デイケア（日帰り）²、産後ケア訪問（助産師による家庭訪問）²により、育児相談や授乳相談などを受けることができる事業を実施しています。高まる利用者ニーズに応えるため、実施事業者数を拡充していきます。

(6) 乳幼児健康診査

子どもの疾病や障害の早期発見、成長発達の確認とともに、子育て支援として保護者の育児不安の把握と軽減を図るため、医師・歯科医師・保健師・助産師・看護師・管理栄養士・歯科衛生士・心理相談員等の多職種が従事し、問診・身体計測・診察・個別相談（育児・食事・歯みがき・心理発達）、集団指導を実施します。また、6 か月児、9 か月児および 1 歳 6 か月児を対象に、契約医療機関において、身体計測、診察および保健指導を行います。

(7) 子育てスタート応援券交付事業

子育て支援事業の周知および普及を促進するため、出生・転入された 2 歳未満の子どもがいる家庭に、「育児支援ヘルパー事業」、「ファミリーサポート事業」、「乳幼児一時預かり事業」など 8 事業の子育て支援サービスに利用できる「子育てスタート応援券」を交付しています。

(8) 多胎児家庭へのサポート

多胎児家庭の家事や育児の負担、経済的負担を軽減するため、以下の取組を実施します。

① 妊婦健康診査の補助上限回数の拡充

令和 7 年度から多胎妊婦の経済的負担の軽減として、妊婦健診の補助上限回数を増やします。

② 産後ケア事業の利用日数の増

産後ケア事業を利用の際、利用日（回）を増やしています。

③ 子育て支援事業の利用料軽減等

子どもショートステイ・子どもトワイライトステイ事業、育児支援ヘルパー事業の利用料等減免措置や多胎児ファミサポ利用券、タクシー移動に利用できるチケット（子ども商品券）を交付しています。また、ベビーシッター利用支援事業の補助対象時間数を増加しています。

(9) 児童手当・第 3 子誕生祝金の支給、子ども医療費の助成等

児童手当・第 3 子誕生祝金の支給や子ども医療費の助成等により、子育て世帯への経済的な支援を行います。

¹母子ショートステイ：概ね生後 4 か月まで

²母子デイケア、産後ケア訪問：概ね生後 1 年未満まで

(10) 仕事と家庭の両立支援

ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境づくりを推進するため、事業者向けのセミナーの実施や成功事例の紹介、国や東京都が実施する職場環境改善等に係る各種助成制度についての情報提供を実施します。

また、育児・介護休業制度の普及促進とハラスメント防止のための啓発を行います。

(11) ブックスタート事業

絵本を通じて親子のふれあいを深め、また絵本に親しんでもらえるように、1歳くらいまでの赤ちゃんとその保護者を対象に絵本の配付を行うほか、絵本のよみきかせやわらべうたの紹介などを行っています。絵本を受け取りに来られない方へ向けたアプローチなど、配付率の向上を目指します。

切れ目のない相談支援

(1) 妊婦等包括相談支援事業 法定

① 妊婦全員面談の実施

出産や育児に関する悩みに対し、早期に支援できるよう、妊娠・子育て相談員（保健師・助産師・看護師）が妊娠届出時にすべての妊婦と面談を実施します。

② 妊娠8か月アンケート

出産間近で産後のことを考え始める時期、また、働いている方が産前休暇に入り面談の時間を比較的取りやすい時期として、妊娠8か月頃にアンケートを実施し、希望者には保健師による面談を実施します。

③ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

生後4か月までのお子さんがあるすべての家庭に助産師・保健師が訪問し、赤ちゃんの体重測定や健康状態の確認、育児や産後のママの体調の相談、子育て支援サービスの紹介などを行います。

(2) 妊娠・子育て相談員・すくすくアドバイザー・地域子育て相談機関 法定

区役所・保健相談所に「妊娠・子育て相談員」を配置し、妊娠早期から乳幼児期まで、専門職員が継続して相談支援を行います。

区役所および地域子ども家庭支援センター（練馬・光が丘・大泉・関）に「すくすくアドバイザー」を配置し、子育て家庭の親子が地域の子育て支援施設や事業等を円滑に利用できるよう、情報提供・助言等や、妊娠期を含めた、子育てに関する「なんでも相談」を受け付けています。必要に応じて専門機関への橋渡しも行います。

子育てのひろば「ぴよぴよ」や児童館など、身近な相談場所を地域子育て相談機関に位置づけます。

(3) ICTを活用した相談環境の充実 リーディング 新規

仕事や子育て等により、平日や日中に妊娠・子育てに関する問合せができない妊産婦や家族のために、医師等の専門職が24時間365日メール相談を受け付けるほか、夜間のオンライン相談を実施し、区役所に足を運ぶことなく、いつでも気軽に相談できる環境を整備します。妊娠に不安を抱える方などを含め、幅広く相談に応じます。

(4) 2か月児相談

生後2～3か月の乳児の保護者を対象に、保健相談所で保健師・助産師・管理栄養士が育児に関する情報提供を行うとともに保護者同士で悩みや経験を語り合うグループ相談、交流および希望者に個別相談を実施します。

(5) 1歳児子育て相談の充実

1歳児子育て相談で新たに身体計測を実施するとともに、保健師・助産師・管理栄養士・歯科衛生士による個別相談を実施します。

(6) 外国人保護者の相談支援

保健相談所に多言語翻訳ソフトを導入し、外国人保護者の相談に対応します。また、母子健康手帳の外国語版（英語、中国語、ハングル、ネパール語、ベトナム語など）や区の子育て情報冊子「ねりま子育て応援ハンドブック」の外国語版（英語、中国語）を発行します。

子育て情報をいつでもどこでも簡単に

(1) ねりますくすくアプリ

乳幼児健診の結果や予防接種履歴の自動連携、子ども一人ひとりに合わせた予防接種のスケジュールリングなどを行うことができます。また、妊娠期から子育て期に役立つ情報を発信し、子育てをサポートします。

(2) ねりま子育て応援アプリ

希望する子育て支援サービスの“知る・探す・申し込む”が、スマートフォン等からいつでも、どこでも、簡単にできるアプリです。

アプリを活用して子ども向け体験イベントを周知するなど、利便性向上に取り組みます。

(3) ねりま子育て応援ハンドブック

安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠・出産・子育ての情報（妊娠・子育て支援サービスや区の子育て施設）を一つにまとめた区の子育て情報冊子「ねりま子育て応援ハンドブック」を作成し、妊婦面談の際や子育て施設で配付します。紙媒体のハンドブックの作成とあわせて令和7年度よりデジタル版を発行します。

02 子どもの教育・保育の充実

増加を続ける保育ニーズに対応するため、区独自の幼保一元化施設「練馬こども園」の創設、保育所待機児童ゼロ作戦の展開などにより、令和3年4月から4年連続で待機児童ゼロを達成しました。引き続き待機児童ゼロを継続していくとともに、保育サービスを担う人材を安定的に確保しながら、保育水準を維持向上していくことが重要となっています。

在宅で子育てする家庭に対しては、親子で気軽に交流できる場や、一時的に子どもを預けられるサービスなどの充実が必要です。

家庭で子育てがしたい。子どもを預けて働きたい。様々なニーズを持つ保護者の希望に応じた社会的サービスを充実することで、子育てのかたちを選択できる社会を実現します。

教育・保育サービスをより使いやすく

(1) 保育サービスの充実 **リーディング**

共働き家庭の増加や女性の就業率の上昇とともに、育児休業制度の取得増や期間の長期化が進んでいます。こうしたことから、0歳児の保育需要は今後も減少し、1・2歳児の保育需要は増加が見込まれます。地域事情等も踏まえながら、区立保育園の0歳児定員を活用した1歳児の受入れなど、柔軟な定員確保を進めます。また、定員拡大のための施設改修等に対する補助制度を新設します。

令和6年度に取得した立野町の区有地に、認可保育所を誘致します。あわせて、地域に必要な子育て支援サービスを充実します。

(2) 練馬こども園の拡充

年間を通して9時間から11時間の預かり保育や0歳から2歳児の保育を実施している私立幼稚園を「練馬こども園」として認定しています。

更なる拡大のため、区独自で開設準備経費と職員への家賃手当を補助します。

また、小規模保育事業など2歳児までの保育施設の園児が、練馬こども園の園庭を日常的に利用し、園行事に参加するなど、2歳児までの保育施設と練馬こども園の連携を充実します。

(3) 延長保育事業等 **法定**

多様化する保護者の就労形態などに伴う保育ニーズに対応するため、通常の保育時間外に行う延長保育を拡充します。また、日曜日と祝休日に行う休日保育も利用状況に応じて拡充します。

(4) 病児・病後児保育事業 **法定**

保育所などに通う子どもを、病気の回復期で集団保育の難しい期間や、病気の回復期には至らないが、当面急変の恐れのない期間に一時的に保育します。

(5) 保護者負担軽減の推進

民間企業と連携しておむつやエプロンのサブスクを導入し、保護者の登園準備の負担を減らし、ご家庭で親子が触れ合う時間を増やします。引き続き、区内保育施設に広めていきます。

また、保育園の入園申請において、パソコン、スマートフォンで、いつでも、どこでも申請可能な、オンライン申請を受け付けます。

(6) 保育士の人材確保の推進

ハローワークと共催で行う就職相談・面接会、保育サービスを担う人材への家賃補助、国制度の対象外となっている職員への処遇改善給付などを引き続き行い、保育人材の確保を支援します。また、求職者と事業者との橋渡しを行い、保育士への就労につながるよう取り組みます。

(7) 保育施設を対象とした巡回支援の充実 法定

保育士や栄養士などの専門職である区職員が保育施設に巡回し、きめ細かく支援を行うことで保育サービス水準の維持向上を図ります。

(8) 保育施設を対象とした研修の充実

区内保育施設全体の保育サービスおよび専門性の向上を図るため、すべての職員を対象に研修を実施しています。受講アンケートの結果等を参考に研修内容を更に充実していきます。

(9) 幼保小連携推進事業

幼児教育・保育と小学校教育が連携して子どもの望ましい成長と発達に向けて適切な援助および指導を行うため、「練馬区幼保小連携推進協議会」において協議を行い、職員（教員、保育士）間の連携・交流や幼児・児童間の交流、保護者への支援等、地域の事情に応じた取組を実施します。

(10) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 法定

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園を利用する低所得世帯に対し、副食材料費に係る補足給付を行う法定事業です。さらに区では、令和6年4月から区在住の全園児に対して、独自で副食材料費に係る補足給付を行っています。

(11) 区立幼稚園のあり方の検討

区立幼稚園は園児数が減少、障害児の受入人数の増など、園を取り巻く状況の変化を踏まえ、今後のあり方について令和6年度に設置した検討委員会で議論を進めています。今後、あり方の検討結果を踏まえた実施計画を策定します。

家庭で楽しく子育てをするために

(1) 子育てのひろばの拡充 法定

親子で楽しく遊んだり、保護者同士の交流ができる子育てのひろば「ぴよぴよ」を、地域子ども家庭支援センター関分室の開設により令和7年度に拡充します。民設子育てのひろばは、地域ごとのニーズを踏まえ、地域バランスを考慮して整備します。

公園で自然とふれあいながら、乳幼児親子がのびのびと楽しめる外遊び型の子育てのひろば事業を実施しています。

子どもの育ちに不安のある親子を対象としたひろば事業「のびのびひろば」では、月に1回こども発達支援センターの職員が来所し、必要な支援につなげます。

(2) 練馬こどもカフェの充実

民間カフェ等が無償で提供する店舗スペースを活用し、地域の幼稚園教諭や保育士等による保護者向けの子育て講座、育児相談等や乳幼児向けの教育サービスを実施することで、在宅子育て世帯への支援を充実します。

(3) 一時預かり事業（乳幼児一時預かり、保育園一時預かり、ファミリーサポート事業等） 法定

保護者がリフレッシュしたい時など、理由を問わず利用できる一時預かり事業を実施しています。地域子ども家庭支援センターや保育所の専用スペースのほか、ファミリーサポート事業の援助会員宅・利用会員宅等で子どもを預かります。

地域子ども家庭支援センター関で実施する乳幼児一時預かり事業を、関分室開設にあわせて令和7年度に拡充します。また、石神井公園駅南口西地区の再開発ビルでの乳幼児一時預かり事業の開始に向けて調整を行います。

(4) こども誰でも通園事業の実施 リーディング 新規 法定

保護者の就労要件を問わず0歳6か月～2歳児の乳幼児を保育所などで定期的に預かる事業です。国が令和8年度から本格実施することから、より利用しやすい制度を検討し、令和7年度から試行実施します。

(5) ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）

未就学児の保護者を対象に、都が認定したベビーシッターを利用した際の利用料の一部を補助します。

(6) ショートステイ事業 法定

保護者の疾病、出産による入院や就労等により、家庭で養育することが困難な場合に、施設や登録家庭で子どもを一時的に預かります。

(7) よみきかせ・おはなし会

図書館では、毎週ボランティアや図書館職員が子ども向けの催し物を開催しています。絵本や紙芝居をよみきかせたり、おはなし会を行うことで、読書への興味や関心を引き出します。また、近隣施設や学校での出張おはなし会を実施しています。引き続き、内容や日時の見直し、地域との連携強化を進め、魅力あるよみきかせ・おはなし会を継続していきます。

(8) 家事や育児に関する講座等の実施

「赤ちゃんからの飲む食べる相談」の実施を保護者が参加しやすい土曜日も含めた日時・内容で実施します。「赤ちゃん準備教室」で交流会の実施や育児応援動画を活用した普及啓発や情報発信により、妊娠・出産・子育てのイメージづくりができるよう内容を充実します。

男性も家事や育児のノウハウを学べる「お父さんの子育て講座」や、家族で参加する「パパと子どものキッチンワーク」など、家庭への啓発を実施します。

(9) 子育て学習講座

子どもの保護者や教育に関心のある方を対象に、子育てや子どもの教育について学習する講座を実施しています。家庭の教育力を高めていくため、講座内容の充実に取り組みます。

(10) 男性も育児に参加しやすい環境づくり

男性も育児に参加しやすい環境づくりのため、区立施設改修等の機会を捉え、男性トイレやバリアフリートイレなどにおむつ交換台やベビーチェア等の設置を進めます。

(11) 「ねりまママパパてらす」の実施 新規

英会話やアロマ作りなどのスキルを持った子育て中のママやパパが講師となり、子ども・子育て家庭向けに実施する自主講座の運営費を補助します。さらに、児童館や子育てのひろばなどで実施する講座の講師を依頼し、活躍の場を広げます。

地域とのつながりを広げ、子育てを支え合い、もっと楽しめるよう、子育てするママやパパ、子育て支援団体などが参加する交流イベントを開催します。

★ **区民との対話から生まれた新しい取組です!!** ★

「練馬の未来を語る会」とは

区長が地域活動や会合の場を訪問し、地域の状況などについて話し合うことで、今後の政策立案に結びつけています。練馬こどもカフェ運営団体との語る会では、ママやパパの子育て支援活動について、意見が寄せられました。

主な意見

子育て中の親の中には、様々なスキルを持った方が沢山いる。こうしたスキルを活かして、ママやパパがもっと地域で活躍できる仕組みが作れないか。



▲練馬こどもカフェ運営団体との語る会の様子

「ねりまママパパてらす」の実施

03 子どもの居場所と成長環境の充実

共働き家庭の増加に伴い、学童クラブの需要は今後も増加が見込まれます。地域・事業者・区の協働により、すべての子どもが安全かつ充実した放課後等を過ごすことができる環境の整備が必要です。また、家庭・養育環境に課題がある子どもや、ひきこもり状態等自立への支援が必要な若者に対する相談・支援の強化が求められています。

引き続き、学齢期の子どもや若者の居場所を充実します。

子どもが安心できる居場所づくり

(1) ねりっこクラブの全区立小学校での実施と充実 **法定**

学童クラブの校内化を進めるとともに、「学童クラブ」と「ひろば事業」それぞれの機能や特色を維持しながら事業運営を一体的に行う「ねりっこクラブ」を全区立小学校で実施し、学童クラブの定員を拡大します。

また、学童クラブとひろば事業の一体的な運営のメリットを活かし、ねりっこ学童クラブの待機児童を対象に、区独自の待機児童対策「ねりっこプラス」を実施します。あわせて、「ひろば事業」においては、通年午後5時までの実施や、一年生の開始時期の前倒し等、事業の充実を図ります。

(2) 学童クラブの ICT 化

保護者の利便性を高めるとともに、学童クラブの効率的な運営実現を図るため、電子連絡帳や入会申請のオンライン化など ICT 化を進めています。

(3) 長期休業中の学童クラブ昼食提供 **新規**

夏休みなどの長期休業中の学童クラブで、昼食準備にかかる保護者の負担を軽減するため、学童クラブ在籍児童に昼食を提供できる体制を整備します。事前に保護者がオンラインで注文した昼食を、学童クラブで提供します。

(4) 児童館の充実 **リーディング**

乳幼児やその保護者、中高生を含むすべての子どもにとって安全かつ安心な居場所を提供するため、児童館の日曜・祝日の開館、平日の開館時間を拡大します。児童館が子どもたちにとってより良い居場所となるよう、引き続き子どもの意見を聴きながら充実を図ります。

中高生向け事業を充実するとともに、児童館と子ども家庭支援センターや学校教育支援センター等との連携を強化し、家庭・養育環境に課題のある中高生への支援を充実します。

(5) 多様な体験機会の確保 リーディング 新規

子どもたちが楽しみながら、様々な職業や柔軟な働き方があることを学び、将来自分の希望に沿った進路や職業の選択を行うきっかけづくりとして、区内事業者や行政機関との協働による体験型の啓発イベントを開催します。

貧困による子どもの体験格差が社会問題化するなか、相対的に貧困率が高いひとり親家庭に対しては、多面的できめ細やかな支援が必要です。

新たに、「ひとり親家庭体験格差解消プロジェクト」を実施します。学習の機会を確保するため、学習塾や家庭教師などに利用できるクーポン方式の支援を実施します。親子の体験支援メニューを、コンサートの鑑賞や歌舞伎、読書活動などに拡充します。

(6) 本の探検ラリー

新たな本との出会いの機会になるよう、本の内容や情報を題材にしたクイズを、会場に用意された本の中から答えを探して解き明かす参加型イベントです。図書館や小学校、中学校で開催しており、より多くの子どもたちに参加してもらえよう、周知の強化と実施回数を増やしていきます。

(7) ブック・アート・キッズスペースの設置 新規

美術館・貫井図書館の全面リニューアルにあわせて、図書館と美術館の融合により、児童図書コーナー内に、読書と併せて自由にお絵かきや工作などができる「ブック・アート・キッズスペース」を新たに設置し、親子で参加するワークショップなども定期的に開催します。子どもの読書習慣につなげていくとともに、子どもの多様な興味や関心を刺激し、創造力を膨らませる体験の機会を提供します。

(8) ねりま遊遊スクール

子どもたちがスポーツ、音楽、文化など様々な体験や学習講座を実施し、地域における子どもの居場所づくりを図ります。さらに子どもが様々な体験を行えるよう、講座内容の充実に取り組みます。

(9) こども食堂への支援

地域団体などが運営する「こども食堂」では、地域の子どもや保護者が気軽に立ち寄り、食を通じて相互に交流する場を提供しています。区は、開設や運営等に要する経費を補助する「こどもだんらん食堂支援事業」を実施します。練馬区社会福祉協議会は、設立や広報などのアドバイスを行うとともに、こども食堂連絡会を開催してネットワークづくりを支援します。

(1) 青少年育成地区委員会事業

区内 17 か所の青少年育成地区委員会において、青少年健全育成事業(スポーツ大会、キャンプ、中学生意見発表会等)や地域パトロール、地域清掃等、地域の特色を生かした事業を行います。練馬区青年リーダーの地区委員会事業への更なる参画を図ります。

(2) 青少年の健全で安全な社会環境づくりと非行防止推進事業

① 青少年問題協議会

区の青少年施策の基本的な方針や問題について審議し、その結果を協議会の意見として区に具申しています。

② 子どもたちを健やかに育てる運動(健やか運動)

すべての区民が青少年の健全育成について認識を深め、地域、学校および区が一体となって非行防止を推進します。「健やか運動」の協力店に対し、子どもたちへの呼びかけ等の依頼や「タベの音楽」の放送、「健やかカレンダー」の作成等を行います。

③ 社会を明るくする運動

犯罪や非行の防止と更生の援助を中心とした法務省が主唱する運動です。保護司会を中心とした更生保護関係団体および青少年関係団体・機関による「練馬区推進委員会」を設置し、フェスティバルやつどいを実施しています。運動が広く区民に認知されるよう広報・啓発活動を進めます。

④ 地域における子どもたちの安全

子どもたちを犯罪から守るため「子ども防犯ハンドブック」の配布や、児童・生徒のための緊急避難所(「ひまわり 110 番」)事業を実施する PTA 等地域団体へ標示板の提供等を行います。

(3) ジュニアリーダー養成講習会

小学 5 年生から中学 3 年生までを対象に、キャンプやレクリエーション活動などの講習を実施し、地域における様々な活動で中心的役割を担うジュニアリーダーを養成します。将来、地域において活動・活躍できる人材を育成するため講習会の内容を適宜見直していきます。

(4) 青年リーダー養成事業

ジュニアリーダー養成講習会の中級を修了した 15~23 歳を対象に、青年リーダーを養成します。青年リーダーには、ジュニアリーダー養成講習会での指導のほか、小学校を中心に行われる子ども会事業など、地域活動への自主的な参加・協力を働きかけます。今後も講習会の内容の充実や地域活動に企画段階から携わることで地域活動の楽しさや達成感を味わえる機会を提供していきます。

(5) 子ども議会

子どもたちが普段から物事に問題意識を持ち、具体的に考える習慣を身に付け、自分たちで解決策を見つける力を磨くことを目的に、中学生を対象とした「練馬子ども議会」を実施しています。子ども議員として日頃思っている意見や疑問を発表し、区政に反映させる機会をつくることにより、区政や区議会、選挙の仕組みについての関心・理解を深めます。

練馬子ども議会の取組をより多くの区民や生徒に知ってもらうため、周知に取り組んでいます。

(6) 青少年館各種講座等事業

青少年への活動成果発表の機会の提供や文化・スポーツ等余暇活動支援、各種講座、催しを行っています。また、児童劇団の運営や青年期の心身障害者の学習および余暇活動支援を行います。

(7) 子供安全学習教室

子ども自身が犯罪や災害などの危険から身を守る方法を学ぶとともに、大人が子どもの安全に関する知識を習得するための講座を実施します。

(8) 情報教育推進事業

情報化社会において、情報を正しく読み解き判断する能力（情報リテラシー）を育成するため、日本大学芸術学部と連携し、「中学生のための情報番組制作ワークショップ」を実施します。番組制作を通じて、情報リテラシーの向上につなげます。

(9) 若者自立支援事業（若者サポートステーション）

就労が困難な若者等に対する相談や就労に必要な技能講座、職場体験や、保護者に対するセミナー等を春日町青少年館で実施します。

ひきこもり状態等にある方を対象に、就労支援プログラムを受け就職された方を招いたセミナーを新たに行うなど、支援プログラムを充実します。就労にあたっては、マッチング支援や職場体験等の支援を行うとともに、職場への定着もサポートします。

Topics 子どもや若者にとって大切な居場所や体験

核家族化の進展や、地域のつながりの希薄化などにより、地域の中で子どもが育つことが難しくなっています。子どもの居場所がないことは、孤独・孤立の問題とも深く関係してきます。

国は、すべての子どもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長できるようにすることの重要性を掲げています。

1. 子どもの「居場所」って？

子どもや若者が過ごす場所、時間、人との関係性すべてが、子どもや若者にとっての居場所となります。居場所は、物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間など多様な形態をとり得るものです。

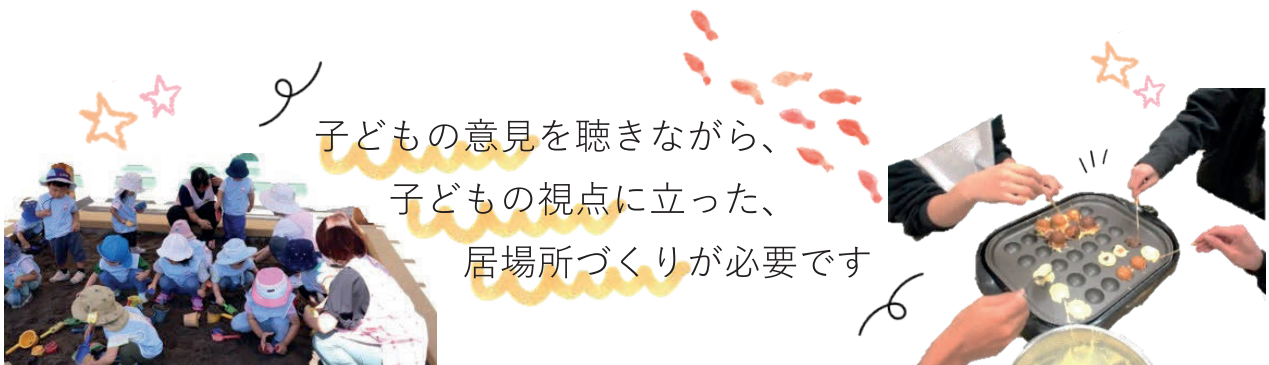
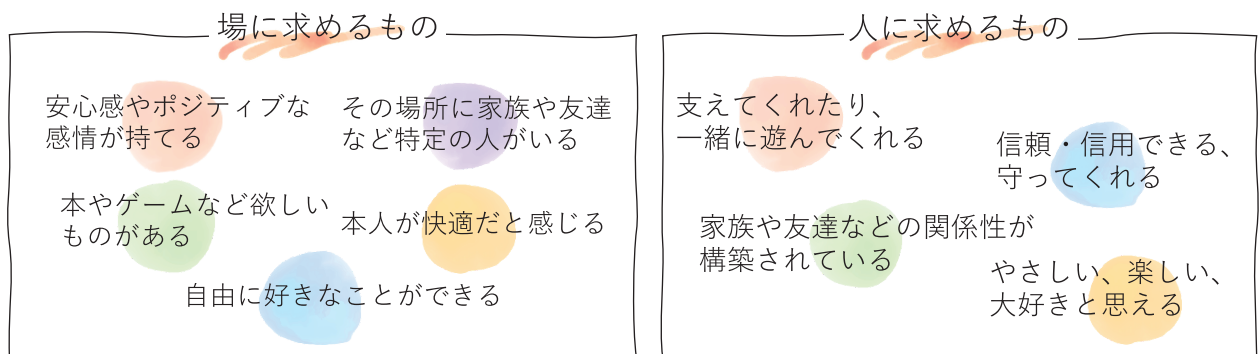
2. 練馬区の子どもたちが考える「居場所」

どのような場や対象を居場所と感じるかは、子どもや若者本人が決めることです。

区では、小学生から高校生を対象に、子どもたち自身が居場所と考える場や人について意見を聴きました。その結果、全年代で「家」や「家族」を安心できる居場所と回答する子どもが最も多い一方、「居場所がない」「一人でいる」といった回答も見受けられました。

3. 子どもたちが「居場所」に求めるものは何か

意見聴取の結果、子どもたちの居場所に対する想いが見えてきました。



4. 子どもにとって必要な体験活動

遊びや体験活動は、子どもや若者の健やかな成長の原点です。体験活動を通じて、自己肯定感や自律性、協調性、積極性などの非認知能力や物事に対する意欲の向上につながります。

5. そもそも「体験活動」って？

主に「体験を通じて何らかの学習が行われることを目的として、体験する者に対して意図的・計画的に提供される体験」のことを指し、内容に応じて大きく3つの活動に分類されます。

#1

生活・文化体験活動

遊びやお手伝い、スポーツ、地域や学校で行われる行事

#2

自然体験活動

登山やキャンプなどの野外活動、星空観察など自然・環境に係る学習活動

#3

社会体験活動

ボランティア活動や職場体験活動、インターンシップなど

6. 区ではどんな体験活動を行っているの？

スポーツ、芸術、音楽などの体験活動は、子どもたちが主体的に物事に取り組む力を身に付ける上で重要です。一方、生活困窮家庭や不登校などの状態にある子どもたちは、社会的に孤立しやすく、スポーツや文化に触れる機会が乏しいことが課題となっています。

区では、子どもたちの健やかな成長のため、様々な体験活動の機会を提供しています。

▼こどもアートアドベンチャー



▲区立こどもの森



▲親子で収穫体験



体験の場や機会を充実し、
子どもたちの

健やかな成長をサポート



04 支援が必要な子どもや家庭への取組の充実

発達に心配のある子どもや医療的ケアが必要な子どもが増加する中、保育所等での更なる受入れの拡大と、支援が必要な子どもやその家族への支援体制の強化が求められています。

児童養護施設や里親家庭等の手を離れ、生活面や精神面で不安を抱える若者が、社会的に孤立したり生活困窮に陥ることがないように、自立に向けた支援が必要です。

相対的貧困率の高いひとり親家庭等の自立や、性暴力・性犯罪被害、DV・児童虐待により居場所が無いなど、困難な問題を抱える若年女性に対するきめ細かな支援が求められています。

引き続き、支援が必要な子どもや家庭への取組を充実します。

支援が必要な子どもの成長に寄り添う

(1) 保育園・幼稚園・小中学校などにおける障害児・医療的ケア児への支援の充実

- ① 保育園や学童クラブで障害児の受入れを拡大します。
- ② 区立幼稚園における障害児の受入れおよび障害児を受け入れる私立幼稚園に対する補助事業を継続します。
- ③ 児童館等併設学童クラブは、受入れ枠を超えて障害児を受け入れる運用を継続します。一方、受入れ児童に安全・安心な居場所を提供する観点から、受入れの適正規模について検討委員会を開催して整理を図ります。
- ④ 小・中学校でも特別な支援を必要とする児童生徒は増加傾向にあり、支援も複雑化しています。区の特別支援教育にかかる新たな方針に基づき、多様化するニーズへの対応や教育内容の向上など、特別支援教育の充実に取り組みます。
- ⑤ 令和6年3月に策定した「練馬区 保育園・幼稚園・小中学校・学童クラブにおける医療的ケア児支援方針」に基づき、増加する医療的ケア児に対応します。
また、対応する医療行為の拡大について検討していきます。

(2) 医療的ケア児とその家族への支援の充実

- ① こども発達支援センターに配置している医療的ケア児等コーディネーターが、サービスの利用計画に関する相談のほか、医療的ケア児の地域生活に関わる様々な相談に対し、保健相談所や福祉事務所、医療機関、障害福祉サービス事業所等の関係機関と連携しながら対応します。また、ペアピア相談員（医療的ケア児を育てた経験のある家族）による相談支援を実施します。
- ② 三原台二丁目用地を活用し、医療的ケアにも対応した重度障害者の地域生活支援拠点を整備します。医療型のショートステイ、地域の医療的ケアを支える人材の育成等を実施します。

(3) 障害児一時預かり事業

障害児および発達に心配のある子どもの保護者が疾病などの理由により一時的に保育が必要となった際に、一時預かり事業を実施し、子どもとその保護者の健康、福祉の増進を図ります。また、医療的ケアが必要な障害児の受入れに向けた検討を進めます。

(4) すまいるねりま遊遊スクール

主に知的障害のある子どもを対象にスポーツ、音楽、文化等を体験する講座を実施します。障害のある子どもの休日の居場所を提供するとともに、他の子どもとの交流や異世代間の交流を通して成長・発達を促していきます。

(5) こども発達支援センターによる地域支援の充実 新規

こども発達支援センターの心理士等が、スーパーバイザーとして地域の障害児通所支援事業所等に対する専門的な支援や助言を行うなど、センターの相談支援体制を拡充します。身近な地域でニーズに応じた必要な発達支援が受けられる体制整備を進め、地域の発達に心配のある子どもへの支援の質を高める取組を推進します。

(6) ペアレントトレーニングの実施・きょうだい児支援 新規

発達に課題を抱える子どもの保護者や養育者を対象に子育てに関する講座（ペアレントトレーニング）を実施します。講座に参加した保護者や養育者を対象にフォローアップ講座を開催するなど継続的に子育ての支援を実施します。

障害児が兄弟姉妹にいる子ども（きょうだい児）を対象に、子どもたち同士の交流を目的としたレクリエーション活動やきょうだい児と同じ経験があるピアサポーターによる相談事業を実施します。レクリエーション活動等を通して子どもの不安解消と支援に取り組みます。

(7) ペアレントメンターによる家族支援

発達障害児（者）を育てた経験のある、同じ親の立場から支援を行っているペアレントメンターとともに、相談や交流、障害理解の啓発などの家族支援事業を充実します。

(1) ねりま羽ばたく若者応援プロジェクトの実施 リーディング 新規

東京都練馬児童相談所と連携し児童養護施設や里親家庭等の手を離れた若者の支援に取り組みます。

生まれ育った環境によらず、自らの意思で希望する未来を切り拓いていけるよう、生活や居場所の支援等を実施します。

① 生活の支援「ささえる」

社会的養護経験者がやむを得ない事情で困窮した場合等に、一時的に宿泊場所を提供し、生活の立て直しを支援します。

児童養護施設等を退所した区内の若者に対し、生活支度金、家賃および光熱水費を補助し、生活を支援します。

② 居場所の支援「つながる」

社会的養護経験者が孤立しないよう、定期的に若者が交流できる場を提供します。住まいや就職に関する相談を受けるとともに希望する若者には、食料を配布します。

LINE による相談対応、弁護士による法律相談も実施します。

③ 周知・啓発事業「つたえる」

里親と里子を支援する団体と協働して講演会を実施します。社会的養護経験者の現状等を紹介し、支援の必要性について理解を広めていきます。

(2) ヤングケアラーへの支援の充実 リーディング

令和 6 年 6 月に子ども・若者育成支援推進法が改正され、ヤングケアラーが「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義されました。練馬ボランティア・地域福祉推進センターに 18 歳以上のヤングケアラー（若者ケアラー）のサポートを行う「若者ケアラー・コーディネーター」を配置します。相談窓口を明確化するとともに、進学や就職など若者ケアラー特有の課題への対応を強化し、支援体制を充実します。

(3) 要支援家庭を対象としたショートステイ事業 法定

要保護児童対策地域協議会において、支援が必要と判断された家庭（要支援家庭）について、当該要支援家庭の児童を施設において一定期間養育し、児童の生活指導および発達ならびに行動の観察を行うとともに、親子関係を施設において一定期間見守り、保護者の子育ておよび日常生活に関する相談ならびに育児指導、家事指導等の生活支援を行うことによって、養育状況の改善を図ります。

今後も、対象家庭の早期把握や情報共有、支援の連携を行い、事業利用に繋げていきます。

(4) 子育て世帯訪問支援事業 法定

要保護児童対策地域協議会において、支援が必要と判断された家庭（要支援家庭）にヘルパーを派遣し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事、子育て等の支援を実施することにより養育状況の改善を図り、児童虐待の発生予防および再発を防止します。

(5) 養育支援訪問事業 法定

要保護児童対策地域協議会において、支援が必要と判断された家庭（要支援家庭）の養育状況を改善するため、社会福祉士や保健師等の資格を有する子ども家庭支援センターおよび地域子ども家庭支援センターの相談員が訪問し、育児不安の解消や養育技術の提供などの専門的相談支援を行うことにより、児童虐待の予防および再発防止等を実施します。

(6) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 法定

要保護児童等への適切な保護および支援を行うため設置する要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関である子ども家庭支援センター職員や地域ネットワークを構成する関係機関職員の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施します。

(7) 親子関係形成支援事業 法定

児童との関わり方や子育ての悩み等を抱える保護者とその児童に対して、講義やグループワーク、情報交換の場を設け親子間の適切な関係性の構築を図ります。

(8) ひとり親家庭自立応援プロジェクトの充実

相対的貧困率が高いひとり親家庭を対象に、生活・就労・子育ての3つの支援を組み合わせ提供する「ひとり親家庭自立応援プロジェクト」を平成29年度から開始し、転宅費用助成や訪問型学習支援事業など23区で最多の事業を実施しています。

令和7年度から冠婚葬祭など親の外出時に月4時間までサービスを利用できるよう支給要件を緩和するとともに支給対象を離婚協議または、計画中で別居している世帯（実質ひとり親世帯）に拡大するなどホームヘルプサービスを拡充します。

(9) 学習支援事業「中3勉強会」

経済的な支援を必要とする家庭の中学3年生を対象に、将来の進路選択の幅を広げるとともに、自立した生活を送れるよう、基礎学力の定着を目的とした学習支援を行います。

(10) 若年女性のための居場所事業の実施 新規

生活困窮、性暴力・性犯罪被害、DV・児童虐待により居場所が無いなど、困難な問題を抱える若年女性が気軽に立ち寄れ、相談・支援へのきっかけとなるよう、女性自立支援施設や女性支援を行う民間団体と協働し、居場所事業および出張型相談会を実施します。

(11) 若年女性のための LINE 相談の実施 新規

悩みを抱える若年女性が、夜間や休日でも気軽に相談し、つながることができる LINE 相談を実施します。

(12) 緊急一時保護期間後等のミドルステイ事業の実施 新規

緊急一時保護期間につぎの生活の場が決まらない女性や、通勤・通学等の事情から遠方の施設への入所を希望しない母子等に対して柔軟に支援を行うため、既存施設を活用し、緊急一時保護期間後等も、住まい・見守り・相談を一体で行うミドルステイ事業を実施します。

女性自立支援施設等と連携して、支援の充実について検討し、取組を進めます。

(13) 母子保健と児童福祉の一体的な支援

令和 6 年度から、子ども家庭支援センターに児童相談連携係および母子保健相談担当係を新設し、保健相談所と子ども家庭支援センターによる合同ケース会議を開催することで、緊密な情報共有・連携を図り、支援の必要な家庭への相談支援体制を強化しています。

(14) 児童相談体制「練馬区モデル」の強化

東京都練馬児童相談所が区子ども家庭支援センターと同一施設内に設置されたことにより、虐待通告の振り分けを随時実施するなど、より迅速かつ一貫した児童虐待対応が行われるようになりました。今後、都区連携をさらに強化し、職員の専門性向上に向けた都区合同研修を実施します。